

よくある質問

Q1 賃貸契約の際に要する火災保険料・カギの交換費用も補助対象経費に含まれるのか。

A1 入居する部屋に付随するものとしての火災保険料やカギの交換代、Wi-Fi設置費用等は対象となります。
ただし、敷金・家賃保証料等の賃料に関する経費、居室とは直接関係のない引越費用・自転車等の購入費用は対象外となります。

Q2 既に介護職員が利用していた部屋の更新の場合でも補助を受けられるか。

A2 補助金の交付対象外となります。

Q3 実績報告の期限（令和9年2月末日）までに確保した部屋に介護職員が入居する必要があるのか。

A3 令和9年2月末時点において、介護職員の入居は必須ではありません。
たとえば、令和9年4月に入居予定で令和9年2月に部屋を確保するための費用を支出していれば、その分を対象経費とすることができます。
ただし、入居の見込みがなくなった場合は、補助金を返還していただくこととなります。

問い合わせ先

- ・住宅確保に係る相談、申請手続きに関すること
一般社団法人京都市老人福祉施設協議会事務局
TEL：075-354-8743
mail：jimukyoku@kyoto-shiroukyo.jp
- ・交付決定、支援金の請求に関すること
保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課
TEL：075-222-3802
mail：kaigo-seibi@city.kyoto.lg.jp

本支援金の詳細については、こちらから御確認ください。

（京都市情報館）
高齢者・障害福祉分野の担い手向け住宅確保支援金（高齢者分野）
URL:<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000354561.html>



vol. 01

Care Worker CITY OF KYOTO

今年入職した介護職員への
インタビュー

特集

活用事例について（長楽園）

京都市高齢者分野の担い手向け住宅確保支援金



発行：令和8年7月／保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課
京都市印刷物 第081278号

委託先：一般社団法人京都市老人福祉施設協議会

interview

職員インタビュー 01

先輩職員の丁寧なサポートのもと

毎日頑張っています！

・現在の業務内容

ご利用者の食事・排泄・口腔ケアなど日常生活のサポートを行っています。

先輩職員に教えていただきながら業務を丁寧に覚え、ご利用者に寄り添った支援ができるよう日々努めています。

・事業所を選んだ理由

職員の温かい雰囲気やご利用者一人一人を大切にしたい関わりを見て、この施設で働きたいと思いました。また、法人で住宅を確保し、家電製品等の初期費用を負担するなどの、新生活を安心して始められるサポート体制が整っていたことも就職を決めるきっかけとなりました。

2026年度 入職

職員が安心して働けなければ、良いケアは生まれない

職員の働きやすい環境づくりに努めています！

当施設は、山科区で最初に開所した定員50名の従来型の特別養護老人ホームで開所後42年目を迎えています。

近年、少子高齢化で介護施設の担い手不足が喫緊の課題ですが、京都は学生の街であり全国各地から京都に学生が集まってきます。そんな京都の魅力を活かし、当法人では住宅の確保・支援を行っており、毎年数名の新卒者の採用ができております。そのような中、今年度から始まった京都市の担い手向け住宅確保支援金を活用することで今まで以上に手厚く住宅の支援を行えることになりました。今後この支援金を活用し京都ブランドをアピールしていきたいと思っています。

explain

補助金を活用して購入したもの

- | | | |
|--------|--------|-------|
| ・冷蔵庫 | ・掃除機 | ・アイロン |
| ・電子レンジ | ・洗濯機 | ・電波時計 |
| ・電気圧力鍋 | ・空気清浄機 | |
| ・電気ケトル | ・扇風機 | |
| ・トースター | ・体重計 | |

高齢者分野の担い手向け 住宅確保支援金とは

高齢者分野の事業所の運営法人が、事業所で働く介護従事者に対し、市内の民間賃貸住宅・空き家・公営住宅等の借上げなどにより住宅を確保し、介護従事者を住まわせる場合に、住宅確保にかかる初期費用の一部について支援金を交付します。

支援対象法人

京都市内で事業所を運営している法人であって、次の要件の全てに該当する者

- ・京都市内に担い手向け住宅を確保したこと。
- ・要綱第4条に定める介護従事者が、担い手向け住宅に入居したこと、又は、入居することが見込まれること。

介護従事者要件

- ・新卒職員（大学、専修学校等を卒業（卒業見込みを含む）後、直ちに介護従事者として従事する者、または、卒業後3年以内に介護従事者として従事する者）
- ・事業所への就職等を機に市内へ移住した者、または、移住する予定の者

支援対象経費及び支援金額

- ・法人が負担した礼金、仲介手数料、リノベーション工事費、備品購入費用（家具・家電等）など（消費税及び地方消費税相当額を除く。）。
- ・1戸当たり上限20万円（法人負担1/2以上、最大10戸まで）